



各位

不動産投資信託証券発行者名 東京都渋谷区恵比寿四丁目1番18号 恵比寿ネオナート ジャパン・ホテル・リート投資法人

代表者名 執行役員

(コード番号:8985)

増田 要

資産運用会社名

ジャパン・ホテル・リート・アドバイザーズ株式会社 代表者名 代表取締役社長 青木 陽幸 問合せ先 取締役 コーポレート本部長 板橋 昇

TEL: 03-6422-0530

規約の一部変更及び役員の選任に関するお知らせ

ジャパン・ホテル・リート投資法人(以下「本投資法人」といいます。)は、本日開催した役員会において、 規約の一部変更及び役員の選任に関して、2025年11月26日開催予定の第13回投資主総会(以下「本投資 主総会」といいます。)に付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。なお、下記事項は、 本投資主総会での承認可決をもって効力を生じます。

記

- 1. 規約の一部変更について 変更の主な内容及び理由は以下のとおりです。
 - (1) 執行役員及び監督役員の員数について、本投資法人の資産規模等を考慮し、その適正な運営に必要な役員数と、役員数の増大による負担との均衡を図るために、上限を設けるように変更を行うものです。また、当該変更に伴い、必要となる表現の調整を行うものです(規約変更案第16条、第9条第4項、第10条、第20条第2項)。
 - (2) 本投資法人の資産規模の拡大に伴い、監査対象及び業務量が増加している状況を踏まえ、会計監査人に対する報酬額の上限を変更するものです(規約変更案第25条)。
 - (3) 本投資法人が借入先の多様化を進めるにあたり、信用金庫及び信用組合から融資を受けることも想定されるところ、このために必要となる信用金庫法及び中小企業等協同組合法に基づく出資を行うことができるよう、本投資法人の投資対象に追加するものです。また、これに伴う条項数の調整を行うものです(規約変更案第28条第4項第13号、第14号及び第15号)。
 - (4) 「投資信託及び投資法人に関する法律」及び「投資法人の計算に関する規則」が改正されたことを踏まえ、本投資法人の規約第34条における「利益」について、これらの法令に定めるものと同一であることを明確にするため、所要の変更を行うものです(規約変更案第34条第1項第1号)。



2. 役員の選任について

執行役員増田 要並びに監督役員御宿 哲也、梅澤 真由美及び富山 暁子は、本投資主総会の終結の時をもって任期満了となりますので、執行役員1名及び監督役員3名の選任について議案を提出いたします。

また、執行役員が欠けた場合又は執行役員が法令に定める員数を欠くことになる場合に備えて、補欠 執行役員1名の選任について議案を提出いたします。

(1) 執行役員候補者

増田 要 (重任)

(2) 監督役員候補者

 富山 暁子
 (重任)

 松本 真輔
 (新任)

 鈴木 恵美子
 (新任)

(3) 補欠執行役員候補者

青木 陽幸 (注)

(注) 補欠執行役員候補者の青木 陽幸は、本投資法人が資産運用委託契約を締結しているジャパン・ホテル・リート・アドバイザーズ株式会社の代表取締役社長です。

(役員選任の詳細につきましては、別紙「第13回投資主総会招集ご通知」をご参照ください。)

3. 本投資主総会等の日程

2025 年 10 月 15 日本投資主総会提出議案の役員会承認2025 年 10 月 31 日本投資主総会招集通知の発送 (予定)

2025 年 11 月 26 日 本投資主総会 (予定)

以上

*本投資法人のウェブサイト: https://www.jhrth.co.jp/

【別紙添付】第13回投資主総会招集ご通知

(証券コード:8985) (発信日)2025年10月31日

投資主各位

東京都渋谷区恵比寿四丁目1番18号 恵比寿ネオナート ジャパン・ホテル・リート投資法人 執行役員 増 田 要

第13回投資主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、本投資法人の第13回投資主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご 通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、その場合はお手数ながら投資主総会参考書類をご検討いただきまして、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、2025年11月25日 (火曜日)午後5時30分までに到着するようご送付をお願い申し上げます。議案につき賛否の表示がない議決権行使書を提出された場合は、当該議案について、賛成の意思表示があったものとして取り扱います。

また、本投資法人においては、投資信託及び投資法人に関する法律(以下「投信法」といいます。)第93条第1項に基づき、本投資法人現行規約第14条において、「みなし賛成」に関する規定を次のとおり定めております。なお、本投資主総会に提出される議案はいずれも本投資法人現行規約第14条第2項に定める議案に該当しません。従いまして、当日ご出席になられず、かつ、議決権の行使をなされない場合、本投資主総会における議案(複数の議案が提出された場合において、これらのうちに相反する趣旨の議案があるときは、当該議案のいずれをも除きます。)について、出席した投資主様の議決権の数に算入され、かつ、賛成されたものとみなしてお取り扱いすることになりますので、ご留意くださいますようお願い申し上げます。

<本投資法人現行規約抜粋>

第14条(みなし賛成)

投資主が投資主総会に出席せず、かつ、議決権を行使しないときは、当該 投資主は、その投資主総会に提出された議案(複数の議案が提出された場 合において、これらのうちに相反する趣旨の議案があるときは、当該議案 のいずれをも除く。)について賛成するものとみなす。

- 2. 前項の規定にかかわらず、前項のみなし賛成の規定は、投信法第104条第 1項(役員及び会計監査人の解任)、第140条(規約の変更)(但し、み なし賛成に関する規定の策定又は改廃に限る。)、第143条第3号(解 散)、第205条第2項(資産の運用に係る委託契約の解約に対する同意) 又は第206条第1項(資産の運用に係る委託契約の解約)に係る議案の決 議には適用しない。
- 3. 第1項の定めに基づき議案に賛成するものとみなした投資主の有する議決権の数は、出席した投資主の議決権の数に算入する。

なお、本投資主総会の招集に際しては、投資主総会参考書類等の内容である情報(電子提供措置事項)について電子提供措置をとっており、インターネット上の本投資法人ウェブサイトに「第13回投資主総会招集ご通知」として掲載しておりますので、以下の本投資法人ウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいますようお願い申し上げます。また、本投資主総会におきましては、書面交付請求の有無にかかわらず、全ての投資主様に対して書面により投資主総会参考書類をお送りしております。

本投資法人ウェブサイト

https://www.jhrth.co.jp/ja/ir/meeting.html

電子提供措置事項は、上記ウェブサイトのほか、東京証券取引所(東証)のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下の東証ウェブサイト(東証上場会社情報サービス)にアクセスして、銘柄名(投資法人名)又は証券コードを入力・検索し、「基本情報」→「縦覧書類/PR情報」→「投資主総会招集通知/投資主総会資料」を選択のうえ、ご確認くださいますようお願い申し上げます。

東証ウェブサイト(東証上場会社情報サービス)

https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show

敬具

記

1. **日 時**: 2025年11月26日(水曜日)午後2時

(受付開始時刻:午後1時30分)

2. 場 所:東京都中央区八重洲一丁目3番7号

八重洲ファーストフィナンシャルビル2階

ベルサール八重洲 Room A+B+C

(末尾の投資主総会会場ご案内図をご参照ください。)

- ◎近隣に「ベルサール東京日本橋」がございますので、ご来場の際は末尾の投資主総会会場ご案内図をご参照のうえ、お間違えのないよう「ベルサール八重洲」へお越しください。
- ◎当日の駐車場のご用意はございませんので、お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。

3. 投資主総会の目的である事項

決議事項

第1号議案 規約一部変更の件

第2号議案 執行役員1名選任の件

第3号議案 監督役員3名選任の件

第4号議案 補欠執行役員1名選任の件

以上

- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の投資主1名を代理人として投資主総会にご出席いただくことが可能ですので、代理権を証する書面を議決権行使書用紙とともに会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎ご出席にあたり、資源節約のため、本招集ご通知をお持ちくださいますようお願い申し 上げます。
- ◎当日は、本投資主総会終了後、引き続き同会場において本投資法人の資産運用会社であるジャパン・ホテル・リート・アドバイザーズ株式会社による「運用状況報告会」を開催いたしますので、あわせてご参加くださいますよう重ねてお願い申し上げます。
- ◎ご来場の投資主様へのお土産のご用意はございません。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。
- ◎電子提供措置事項について修正が生じた場合は、上記のインターネット上の本投資法人 ウェブサイト及び東証ウェブサイトにその旨、修正前の事項及び修正後の事項を掲載い たしますので、ご了承ください。
- ◎決議ご通知につきましては、本投資主総会終了後に本投資法人ウェブサイトに掲載いたします。

投資主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 規約一部変更の件

1. 変更の理由

- (1) 執行役員及び監督役員の員数について、本投資法人の資産規模等を考慮し、その適正な運営に必要な役員数と、役員数の増大による負担との均衡を図るために、上限を設けるように変更を行うものです。また、当該変更に伴い、必要となる表現の調整を行うものです(規約変更案第16条、第9条第4項、第10条、第20条第2項)。
- (2) 本投資法人の資産規模の拡大に伴い、監査対象及び業務量が増加している状況を踏まえ、会計監査人に対する報酬額の上限を変更するものです (規約変更案第25条)。
- (3) 本投資法人が借入先の多様化を進めるにあたり、信用金庫及び信用組合から融資を受けることも想定されるところ、このために必要となる信用金庫法及び中小企業等協同組合法に基づく出資を行うことができるよう、本投資法人の投資対象に追加するものです。また、これに伴う条項数の調整を行うものです(規約変更案第28条第4項第13号、第14号及び第15号)。
- (4) 「投資信託及び投資法人に関する法律」及び「投資法人の計算に関する規則」が改正されたことを踏まえ、本投資法人の規約第34条における「利益」について、これらの法令に定めるものと同一であることを明確にするため、所要の変更を行うものです(規約変更案第34条第1項第1号)。

2. 変更の内容

現行規約の一部を次のとおり変更するものです。

(変更箇所は下線の部分のとおりです。)

現 行	規	約	2	変	更	案
第3章	投資主総	会		第3章	投資主	上総会
(開催及び招集) 第9条 投資主総会は、原則として2年 に1回以上開催する。 2. (記載省略)				が招集) 投資主線 に1回以 ₋ (現行どる	上開催す	原則として2年 ける。

現 行 規 約

- 3. (記載省略)
- 4. 投資主総会は、法令に別段の定めがある場合のほか、役員会の決議に基づき執行役員がこれを招集するものとし、執行役員が1名の場合は当該執行役員が、執行役員が2名以上の場合は役員会において予め定めた順序に従い執行役員の1名がこれにあたる。
- 5. (記載省略)
- 6. (記載省略)

(議 長)

第10条 投資主総会の議長は、執行役員が1名の場合は当該執行役員が、執行役員が2名以上の場合は役員会において予め定めた順序に従い執行役員の1名がこれにあたる。但し、本条本文により議長たるべき執行役員に事故がある場合は、役員会において予め定めた順序に従い、ほかの執行役員又は監督役員の1名がこれに代わるものとする。

第4章 執行役員及び監督役員

(執行役員及び監督役員の員数)

第16条 本投資法人の執行役員は<u>1名以</u> 第16条 <u>上</u>、監督役員は<u>2名以上</u>(但し、 執行役員の数に1を加えた数以上 とする。)とする。

第5章 役員会

(役員会)

第20条 本投資法人に、執行役員及び監督役員により構成する役員会を置く。

変更

- 3. (現行どおり)
- 4. 投資主総会は、法令に別段の定めがある場合のほか、役員会の決議に基づき執行役員がこれを招集するものとし、執行役員が1名の場合は当該執行役員が、執行役員が2名の場合は役員会において予め定めた順序に従い執行役員の1名がこれにあたる。

案

- 5. (現行どおり)
- 6. (現行どおり)

(議 長)

第10条 投資主総会の議長は、執行役員が1名の場合は当該執行役員が、執行役員が2名の場合は役員会において予め定めた順序に従い執行役員の1名がこれにあたる。但し、本条本文により議長たるべき執行役員に事故がある場合は、役員会において予め定めた順序に従い、ほかの執行役員又は監督役員の1名がこれに代わるものとする。

第4章 執行役員及び監督役員

(執行役員及び監督役員の員数)

第16条 本投資法人の執行役員は<u>2名以</u> 内、監督役員は<u>4名以内</u>(但し、 執行役員の数に1を加えた数以上 とする。)とする。

第5章 役員会

(役員会)

第20条 本投資法人に、執行役員及び監督役員により構成する役員会を置く。

現 行 規 約

- 2. 役員会は、法令に別段の定めがある場合のほか、執行役員が1名の場合は当該執行役員が、執行役員が2名以上の場合は役員会において予め定めた順序に従い、執行役員の1名がこれを招集し、その議長となる。
- 3. (記載省略)
- 4. (記載省略)

第6章 会計監查人

(会計監査人の報酬の支払いに関する基準)

第25条 会計監査人の報酬額は、1営業期間3,000万円を上限として役員会で決定する金額とし、当該金額を、会計監査人の請求を受けてから3ヶ月以内に会計監査人が指定する口座へ振込む方法により支払う。

第7章 資産運用の対象及び方針

(資産運用の対象とする特定資産の種類、 目的及び範囲)

第28条 本投資法人は、資産を主として 不動産等資産(投信法施行規則第 105条第1号へに定めるもののう ち、不動産、不動産の賃借権、地 上権、これらの資産のみを信託す る信託の受益権又は海外不動産保 有法人の発行済株式(当該発行済 株式(当該海外不動産保有法人が 有する自己の株式を除く。)の総 数に投信法施行規則第221条に規 定する率を乗じて得た数を超えて 取得する当該発行済株式に限 る。)をいう。)に対する投資と して運用することを目的とする。

変 更 案

- 2. 役員会は、法令に別段の定めがある場合のほか、執行役員が1名の場合は当該執行役員が、執行役員が2名の場合は役員会において予め定めた順序に従い、執行役員の1名がこれを招集し、その議長となる。
- 3. (現行どおり)
- 4. (現行どおり)

第6章 会計監查人

(会計監査人の報酬の支払いに関する基 準)

第25条 会計監査人の報酬額は、1営業期間5,000万円を上限として役員会で決定する金額とし、当該金額を、会計監査人の請求を受けてから3ヶ月以内に会計監査人が指定する口座へ振込む方法により支払う。

第7章 資産運用の対象及び方針

(資産運用の対象とする特定資産の種類、 目的及び範囲)

第28条 本投資法人は、資産を主として 不動産等資産(投信法施行規則第 105条第1号へに定めるもののう ち、不動産、不動産の賃借権、地 上権、これらの資産のみを信託す る信託の受益権又は海外不動産保 有法人の発行済株式(当該発行済 株式(当該海外不動産保有法人が 有する自己の株式を除く。)の総 数に投信法施行規則第221条に規 定する率を乗じて得た数を超えて 取得する当該発行済株式に限 る。)をいう。)に対する投資と して運用することを目的とする。

現 行 規 約

- 2. (記載省略)
- 3. (記載省略)
- 4. 本投資法人は、第2項及び第3項 に定める特定資産のほか、以下の 資産に投資する。
- (1)~(12) (記載省略)

(新設)

(新設)

(13) 前各号に掲げるもののほか、不動 産関連資産などへの投資に付随し て取得が必要又は有用となるその 他の権利

(金銭の分配の方針)

第34条 分配方針

本投資法人は、原則として以下 の方針に基づき分配を行うものと する。

- (1) 投資主に分配する金銭の総額のうち、利益(本投資法人の貸借対照表上の純資産額から出資総額等の合計額を控除して算出した金額をいう。以下同じ。)の金額は、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準・慣行に従って計算されるものとする。
- (2)~(5) (記載省略)
- 2. (記載省略)

2. (現行どおり)

変

- 3. (現行どおり)
- 4. 本投資法人は、第2項及び第3項 に定める特定資産のほか、以下の 資産に投資する。

更

案

- (1)~(12) (現行どおり)
- (13) 信用金庫法に定める出資
- (14) 中小企業等協同組合法に定める出 資
- (15) 前各号に掲げるもののほか、不動 産関連資産などへの投資に付随し て取得が必要又は有用となるその 他の権利

(金銭の分配の方針)

第34条 分配方針

本投資法人は、原則として以下 の方針に基づき分配を行うものと する。

- (1) 投資主に分配する金銭の総額のうち、利益(投信法第136条第1項に規定する利益をいう。以下同じ。)の金額は、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準・慣行に従って計算されるものとする。
- (2)~(5) (現行どおり)
- 2. (現行どおり)

	現	行	規	約	変	更	案
制定:	: 2005年1	1月4日			制定:2005年1	1月4日	
改定:	: 2006年3	3月28日			改定:2006年3	3月28日	
改定:	: 2007年 9	月11日			改定:2007年9	9月11日	
改定:	: 2009年 9	9月8日			改定:2009年9	9月8日	
改定:	: 2010年1	2月16日			改定:2010年1	2月16日	
改定:	: 2012年2	2月24日			改定:2012年2	2月24日	
改定:	: 2013年1	1月28日			改定:2013年1	1月28日	
改定:	: 2015年1	1月26日			改定:2015年1	1月26日	
改定:	: 2017年1	1月22日			改定:2017年1	1月22日	
改定:	: 2019年1	1月22日			改定:2019年1	1月22日	
改定:	: 2020年1	2月23日			改定:2020年1	2月23日	
改定:	: 2021年1	1月25日			改定:2021年1	1月25日	
改定:	: 2023年1	1月22日			改定:2023年1	1月22日	
					改定:2025年1	1月26日	

第2号議案 執行役員1名選任の件

本投資法人の執行役員増田要は、本投資主総会の終結の時をもって任期満了となりますので、本投資主総会において執行役員1名の選任をお願いするものです。執行役員の任期は、本投資法人現行規約第17条第2項第一文但書及び投信法第99条第2項の定めにより、選任後2年を経過した日の翌日から30日以内に開催される執行役員の選任を議案とする投資主総会の終結の時までとします。なお、本議案は、2025年10月15日開催の役員会において、監督役員全員の同意によって提出するものです。

執行役員候補者は次のとおりです。

#/(I)				
氏 名 (生年月日)	略歴、重要な兼職の状況並びに本投資法人における地位及び担当			
(ます だ かなめ) 増 田 要 (1963年4月25日)	1990年4月 1998年10月 2000年11月 2001年3月 2002年8月 2003年5月 2006年9月 2008年6月 2010年9月 2013年2月 2014年10月 2015年11月 2016年3月 2019年4月 2021年6月 2023年6月 2024年4月	弁護士登録(第一東京弁護士会) 西村総合法律事務所(現西村あさひ法律事務所・外 国法共同事業) メリルリンチ日本証券株式会社(現BofA証券株式会 社) 同社 法務部長 (ジェネラル・カウンセル) 同社 執行役員 (兼務) 米国コロンビア大学 法科大学院 入学 同大学 法科大学院 修了 (LL. M.) ニューヨーク州弁護士登録 増田パートナーズ法律事務所 代表パートナー(現職) 株式会社じぶん銀行(現auじぶん銀行株式会社) 社外監査役 ジャパン・ホテル・アンド・リゾート投資法人 執 行役員 コモンズ投信株式会社 社外監査役(現職) 株式会社クロスワープ 社外監査役 ジャパン・ホテル・リート投資法人 執行役員 (現職) のMOインターネット株式会社(現GMOインターネット グループ株式会社) 取締役(独立役員) 監査等委員(現職) auフィナンシャルホールディングス株式会社 社外 監査役(現職) 野村證券株式会社 社外取締役 監査等委員(現職) 一般財団法人花まる・伸生育英財団 監事(現職) 株式会社Preferred Networks 社外取締役 監査等委員(現職)		

- (注) 1. 上記執行役員候補者は、本投資法人の投資口を所有しておりません。
 - 2. 上記執行役員候補者は、増田パートナーズ法律事務所の代表パートナーを兼務しております。
 - 3. 上記執行役員候補者と本投資法人との間には、特別の利害関係はありません。
 - 4. 上記執行役員候補者は、現在、本投資法人の執行役員として、本投資法人の職務執行を行っております。
 - 5. 本投資法人は、投信法第116条の3第1項に規定する役員等賠償責任 保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が本投資法人の役員と しての業務につき行った行為に起因して損害賠償請求を受けたことに より負担することになる法律上の損害賠償金及び争訟費用等の損害を 一定の範囲で当該保険契約により補填することとしています。また、 当該保険契約の期間満了の際には、同内容の契約を再度締結する予定 です。上記執行役員候補者は、現在、執行役員として当該保険契約の 被保険者に含まれており、選任が承認された場合は引き続き被保険者 に含まれることになります。

第3号議案 監督役員3名選任の件

本投資法人の監督役員御宿哲也、梅澤真由美及び富山暁子は、本投資主総会の終結の時をもって任期満了となりますので、本投資主総会において監督役員3名の選任をお願いするものです。監督役員の任期は、本投資法人現行規約第17条第2項第一文但書及び投信法第101条第1項但書の定めにより、選任後2年を経過した日の翌日から30日以内に開催される監督役員の選任を議案とする投資主総会の終結の時までとします。

監督役員候補者は次のとおりです。

候補者番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略 歴 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況 並 び に 本 投 資 法 人 に お け る 地 位		
1	でみ やま あき ご 富 山 暁 子 (1983年10月20日)	2009年12月 2013年10月 2019年9月 2023年11月 2023年12月 2025年6月	弁護士登録(第一東京弁護士会) 長島・大野・常松法律事務所 金融庁監督局総務課健全性基準室出向 三村小松法律事務所(現職) ジャパン・ホテル・リート投資法人 監督役 員(現職) アスエネ株式会社 監査役(現職) Carbon EX株式会社 監査役(現職)	

候補者番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴	及び重要な兼職の状況		
		1997年4月	弁護士登録(第一東京弁護士会) 西村総合法律事務所(現西村あさひ法律事務 所・外国法共同事業)		
		1999年10月	長島・大野法律事務所(現長島・大野・常松 法律事務所)		
	(1970年4月17日)	2002年9月	Skadden, Arps, Slate, Meagher & Flom LLP (New York Office)		
		2003年3月	ニューヨーク州弁護士登録		
2			(1970年4月17日)	2004年4月	中村・角田法律事務所(現中村・角田・松本 法律事務所)
				2005年1月	中村・角田・松本法律事務所 パートナー (現職)
		2005年12月	東京弁護士会登録		
		2017年3月	ビートレンド株式会社 社外監査役(現職)		
		2023年6月	綜研化学株式会社 社外監査役(現職)		
		2025年3月	小林製薬株式会社 社外取締役 (現職)		

候補者番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴及び重要な兼職の状況
3	^(すず き え み ご) 鈴 木 恵美子 (1964年1月3日)	1986年4月 株式会社富士銀行(現株式会社みずほ銀行) 2002年10月 監査法人トーマツ(現有限責任監査法人トーマツ) 2006年5月 公認会計士登録 2019年10月 有限責任監査法人トーマツ シニアマネジャー 公認会計士 3025年3月 鈴木恵美子公認会計士事務所 代表(現職) 2025年3月 株式会社ポーラ・オルビスホールディングス 社外監査役(現職)

- (注) 1. 上記監督役員候補者は、いずれも本投資法人の投資口を所有しておりません。
 - 2. 上記監督役員候補者のうち富山暁子は、三村小松法律事務所の弁護士を兼務しております。
 - また、旧姓かつ職業上使用している氏名を上記のとおり表記しておりますが、戸籍上の氏名は小泉暁子です。
 - 3. 上記監督役員候補者のうち松本真輔は、中村・角田・松本法律事務所のパートナーを兼務しております。
 - 4. 上記監督役員候補者のうち鈴木恵美子は、鈴木恵美子公認会計士事務所の代表を兼務しております。
 - 5. 上記監督役員候補者と本投資法人との間には、いずれも特別の利害関係はありません。
 - 6. 上記監督役員候補者のうち、富山暁子は、現在、本投資法人の監督役員として、本投資法人の執行役員の職務の執行全般を監督しております。
 - 7. 本投資法人は、投信法第116条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が本投資法人の役員としての業務につき行った行為に起因して損害賠償請求を受けたことにより負担することになる法律上の損害賠償金及び争訟費用等の損害を一定の範囲で当該保険契約により補填することとしています。また、当該保険契約の期間満了の際には、同内容の契約を再度締結する予定です。上記監督役員候補者のうち富山暁子は、現在、監督役員として当該保険契約の被保険者に含まれており、選任が承認された場合は引き続き被保険者に含まれることになります。上記監督役員候補者のうち松本真輔及び鈴木恵美子は、選任が承認された場合は当該保険契約の被保険者に含まれることになります。

第4号議案 補欠執行役員1名選任の件

執行役員が欠けた場合又は法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、補欠執行役員1名の選任をお願いするものです。本議案における補欠執行役員選任にかかる決議が効力を有する期間は、本投資法人現行規約第17条第3項の定めに基づき、第2号議案における執行役員の任期が満了する時までとします。なお、補欠執行役員選任に関する本議案は、2025年10月15日開催の役員会に

なお、補欠執行役員選任に関する本議案は、2025年10月15日開催の役員会 おいて、監督役員全員の同意によって提出するものです。

補欠執行役員候補者は次のとおりです。

氏 名 (生 年 月 日)	略」	歴 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
。 青本陽幸 (1969年8月2日)	1994年9月 1997年6月 2001年11月 2002年7月 2005年8月 2008年1月 2011年11月 2011年12月 2012年4月 2024年2月	デロイト&トウシュLLP ニューヨーク事務所監査部インガーソル・ランド本社監査部アーサーアンダーセン税務事務所(現KPMG税理士法人)リップルウッド・ホールディングスLLC ホテル投資グループ バイスプレジデントクリエーティブ・リノベーション・グループ・ジャパン 財務担当バイスプレジデント東京ベンチャーギア株式会社 取締役限 キャピタル・サービス・ジャパン株式会社(現SCキャピタル・パートナーズ・ジャパン株式会社)代表取締役ジャパン・ホテル・アンド・リゾート株式会社監査役(非常勤)ジャパン・ホテル・リート・アドバイザーズ株式会社 取締役(非常勤)同社 代表取締役社長(現職)

- (注) 1. 上記補欠執行役員候補者は、本投資法人の投資口5口を所有しております。
 - 2. 上記補欠執行役員候補者は、現在、本投資法人が資産の運用を委託する資産運用会社であるジャパン・ホテル・リート・アドバイザーズ株式会社の代表取締役社長です。その他には、本投資法人との間には、特別の利害関係はありません。
 - 3. なお、本議案において選任される補欠執行役員については、就任前に 本投資法人の役員会の決議をもってその選任の取消しを行う場合があ ります。
 - 4. 本投資法人は、投信法第116条の3第1項に規定する役員等賠償責任 保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が本投資法人の役員と

しての業務につき行った行為に起因して損害賠償請求を受けたことにより負担することになる法律上の損害賠償金及び争訟費用等の損害を一定の範囲で当該保険契約により補填することとしています。また、当該保険契約の期間満了の際には、同内容の契約を再度締結する予定です。上記補欠執行役員候補者が執行役員に就任した場合は、当該保険契約の被保険者に含まれることになります。

参考事項

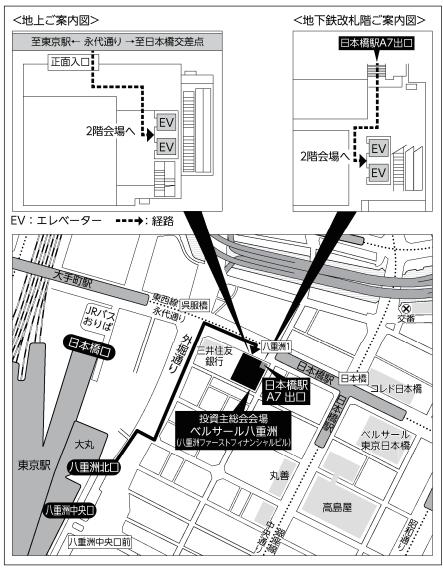
本投資主総会に提出される議案のうち、規約第14条第2項に規定する議案があるときは、当該議案には、投信法第93条第1項及び本投資法人現行規約第14条に定める「みなし賛成」の規定の適用はございません。また、本投資主総会に提出される議案のうちに相反する趣旨の議案があるときは、当該議案のいずれにも、投信法第93条第1項及び本投資法人現行規約第14条に定める「みなし賛成」の規定の適用はございません。なお、上記の第1号議案から第4号議案までにつきましては、いずれも規約第14条第2項に規定する議案には該当せず、かつ相反する趣旨の議案には該当しておりません。

以上

投資主総会会場ご案内図

東京都中央区八重洲一丁目3番7号 八重洲ファーストフィナンシャルビル2階 ベルサール八重洲 Room A+B+C

電話:03-3548-3770



<交通のご案内>

- ■「日本橋駅」 A7出口直結(東京メトロ東西線・銀座線、都営浅草線)
- ■「東京駅」 八重洲北口徒歩4分(JR線)
- ◎ 当日の駐車場のご用意はございませんので、お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。
- ◎ ご来場の投資主様へのお土産のご用意はございません。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

近隣に「ベルサール東京日本橋」がございますので、ご来場の際は上記の投資主総会会場ご案内図をご参照のうえ、お間違えのないよう「ベルサール八重洲」へお越しください。